## 農地転用許可を受けた農地は 固定資産税の税額が変わる場合があります!

固定資産税(土地)の税額は、<u>毎年1月1日(賦課期日)における</u> 現況に基づいて評価し算出されます。

## 〇農地転用許可を受けた農地について

実質的に宅地等としての潜在的価値を有していると判断します。そのため、例えば、賦課期日時点で、そのまま農地として耕作などされている場合でも『宅地等介在農地』として、<u>宅地並みの</u>課税をすることとされています。

農地転用許可手続き等を行った土地は、一般農地から別の課税地目へ変更となります。 【主な例】

手続きの種類	手続き完了後の状態 (1月1日時点)	変更後の課税地目
農地転用許可	農地のまま	介在農地
農地転用許可/非農地証明	駐車場、造成中の土地、	
	資材置場、太陽光発電施設用地、	雑種地 ※1
	砂利・真砂土等採取場など	

<sup>※1</sup> 雑種地は、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地(宅地など)の価格に 比準して評価を行います。

なお、税額の計算方法や、その他ご質問等ございましたら、お手数をおかけしますが下記 までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

## 【お問い合わせ先】

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎2階21番窓口 固定資産税課土地係 TEL(0857)30-8157